

税効果会計導入による 企業評価への影響

中井和敏

1. はじめに
2. 税効果会計の概要
3. 税効果会計の会計処理について
4. 企業評価に与える影響
5. おわりに

要旨

わが国を含め多くの先進諸国において、法人税等の会計処理として税効果会計が採用されている。税効果会計の処理方法には繰延法と資産負債法があり、両者には税効果額の計算の仕方に違いがある。わが国では国際会計基準に準拠し資産負債法が採用されている。この方法は発生した一時差異等が解消する将来の期間の税金支払への影響額として税効果額を把握する。このため、税効果額は将来の課税所得の予測に基づいた見積額になる。このような算出方法では当該企業の経営数値に恣意性が反映されるため、企業の業績評価に影響を与えることになる。繰延税金資産や繰延税金負債の計上の仕方、なかでも繰延税金資産の計上については、回収不能額をどのように判断し見積もるのかについて見解が分かれ、問題を生じさせている。このように、税効果会計の導入は企業評価に多くの影響を及ぼす。このため、特に、繰延税金資産の計上については、統一的な基準設定が必要である。

1. はじめに

新会計基準の一つに税効果会計がある。この税効果会計は欧米とは異なり、わが国では耳慣れないものであった。しかし、1998年10月30日に「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」¹⁾が公表され、これに基づき同年12月21日には「財務諸表等規則等」の改正が行われた。これにより、公開会社については1999年4月1日以後開始する事業年度から税効果会計が適用されることになった。しかしながら、金融機関の相次ぐ破綻に関連し、税効果会計による繰延税金資産の計上について当該行と監査法人との間の見解の相違が問題になるなど、その会計処理方法に関心が向けられている。

税効果会計は企業会計上の経理処理方法の一つである。そして、課税所得の算出において、税効果会計という新たな会計処理によって発生する「法人税等調整額」の申告調整が必要になる。企業会計上の帳簿価額を基礎に計算を行う受取配当等の額から控除する負債利子額の計算等にも影響を与える場合がある。特に、計上する繰延税金資産については、その回収可能性の判断に関し収益性を含めた将来予測、換言すれば、計画した利益の確実な獲得が必要になる。しかしながら、将来予測については多分に恣意性が働く。近年問題になった「りそなグループ」や「足利銀行」の繰延税金資産の計上額について見解が分かれたことはこのことを表わしている。本稿では税効果会計の導入が企業評価にどのような影響を及ぼすのか、制度的な側面を含め検討を試みるものである。

2. 税効果会計の概要

(1) 税効果会計導入の経緯

税効果会計はそもそも米国において制度化されたもので、その後、国際会計基準に大きな影響を与えてきた²⁾。企業会計は企業を取り巻く利害関係者、中でも株主や投資家にとっては的確な投資判断が行うために役立つツールとして、企業経営者や管理者は企業目的達成のためのツールとして活用される

ものであるが、いずれも、企業に関する財務情報の開示をその目的としている。これに対し、税務会計はあくまでも企業が支払う税金の額を算出する事を目的としている。このような目的によって、企業会計上の「収益・費用」と税務会計上の「益金・損金」はそれぞれ金額が異なってくる。これは、わが国が確定決算基準³⁾をとっているためである。したがって、企業会計で算出した当期利益に益金算入額と損金不算入額を加算し、益金不算入額と損金算入額を減算することによって課税所得を求めるのである。また、損益計算書には納税額方式で税金を記載していた。これはどういうことを意味しているのかといえば、わが国における法人税等の税務会計は、個別財務諸表・連結財務諸表の両者とも、納税額方式が採用されてきた。この納税額方式というのは、事業活動の結果、当期に納付すべき金額を損益計算書上に法人税等という勘定科目で表示する。そして、まだ支払いが行われていない部分については、貸借対照表上の流動負債の部に未払法人税等といった勘定科目で表示する。

しかし、発生主義と費用収益対応の原則に基づいて算出された税引前当期利益を基礎に、一方で税法に基づいて算出された申告納税額を法人税等として計上し、この分を税引前当期利益から控除し、税引後の最終損益を示す当期利益が記載されるのである。このことは、売上高から税引前当期利益までは発生主義を基礎として期間損益計算の基本ともいえる費用収益対応の原則を遵守した計算が行われるが、企業の当期利益の算出については、まったく次元の異なった観点から計算された税額が差し引かれ、計上されることを意味するのである。このような計算プロセスを経て表示される当期利益は当該企業の期間損益計算という企業会計の中心をなす考え方を歪める結果となっており、当期利益は一体何を意味するのか理解できない状態になっているといっても過言ではない。

このような問題や、先の米国の動向などもあり、企業会計審議会が1997年6月に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を公表した。これにより連結財務諸表原則がみなおされ、子会社、関連会社の範囲が持株基準

から支配・影響力基準に変更された。さらに、子会社の資産・負債に時価評価適用を義務付けるなど、グローバル化を視野に入れた連結財務諸表作成を目的とする内容でもあった。このようなことが背景としてあり、税効果会計についてもその適用を義務付けることになった。しかし、当初は税効果会計の適用は連結財務諸表だけに止まっており、個別財務諸表の作成までには強制適用されていなかった。このような問題点もあり、個別財務諸表への税効果会計の適用について検討が開始され、その適用時期を1998年4月1日以降に開始する事業年度より段階的に行うものとされるにいたったのである。

わが国における税効果会計導入の経緯は1998年10月30日に公表された「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」で明らかにされている。それによれば、1975年6月に企業会計審議会より「連結財務諸表の制度化に関する意見書」が公表され、連結財務諸表の作成における税効果会計の適用は任意とされていた⁴⁾。また、同意見書によると「税金の期間配分を行ういわゆる税効果会計は、わが国の会計実務ではいまだ慣行として成熟していないことを考慮して、連結財務諸表原則ではこれを取上げていない。しかしながら、企業集団内取引に係る未実現損益の消去に伴う税金の調整などは、連結財務諸表による財務情報として有意義であると考えられるので、税効果会計を適用した連結財務諸表を提出することも差支えないものとする⁵⁾とされており、その主旨は「税効果会計の任意適用を規定したもの」に過ぎなかった。

その後、1977年4月1日以降開始される事業年度から連結財務諸表制度が導入された。しかし、当時は先進諸国において、税効果会計導入は当然のこととされていたが、わが国だけがその適用についての制度的整備が不十分な状態であった。これが、経済のグローバル化にともなう企業の国際化の障害の要因の一つになっていた点でもあった。そういった理由もあり、企業会計審議会より、1997年6月に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」が公表され、原則として税効果会計の適用が義務づけられることになった。同意見書では「従来の連結原則では税効果会計の適用は任意とされており、

税効果会計を適用している企業においても、連結会社間に係る未実現損益の消去等、連結手続上の修正項目のみを対象として部分的に適用しているものと、個別ベースでの税効果会計を含めて全面的に適用しているものが見られる。しかし、連結手続上の修正項目のみを対象として税効果会計を部分的に適用した場合には、極めて限られた効果しか得られない。このような観点から、税効果会計を全面的に適用することを原則とする⁶⁾旨を規定しているのである。

日本公認会計士協会の会計制度委員会は、税効果会計の重要性が指摘されているといった国際的な動向を注視しながら、1998年5月に「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針（中間報告）」を公表した。そして、企業会計審議会は1998年6月に「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」を公表し、1998年10月に先述した「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」にまとめ、公表したのである。さらに、日本公認会計士協会の会計制度委員会は、個別財務諸表にも税効果会計が適用されるようになったこともあり、1998年12月に「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」を取りまとめ、実務的にも整備が進み、1999年4月1日以降に開始される事業年度より連結財務諸表制度が実施されることになったのである。

(2) 税効果会計導入にいたる諸問題

わが国では税効果会計導入に至るまでにかかり時間がかかっている。これは法人税に対する捉え方が米国と相違することが原因の一つにあったのではないと思われる。米国では費用として認識する考え方が一般的であったのに対し、わが国では実務的には費用として認識したとしても制度的には違和感があったように思われる⁷⁾。基本原則としては法人税を費用としてではなく、利益処分の一環であると把握する考え方も根強いからである⁸⁾。配当に関しては、商法第290条では債権者保護の観点から、純資産から資本金と法定準備金を控除した額を限度として利益の配当を可能としている。

法人税に関する費用か利益処分対象かという問題は、企業は株主のものであるとする見解を持つか、あるいは、企業は株主から独立したものと看做すのかのどちらかである。企業は株主のものであるとした場合、企業の利益は株主の所得とし、法人税は納税義務者でもある株主の所得税の源泉分と捉える。これに対し、企業は株主から独立したものとする立場では、企業自身を独立主体である納税義務者とし、法人税は企業に課せられる所得税であると捉えることになる（図表1）。

図表1 企業所有者と法人税の捉え方

	企業所有者	法人税の捉え方
①	株主	株主の所得税の源泉分
②	企業自身	企業に課せられる所得税

なお、1963年の商法改正以前は損益計算書で税引前当期利益を表示し、法人税を利益処分の一項目として取り扱っていた。しかし、同年の商法改正により損益計算書上で企業の利益は税引後当期利益として表示されることになり、法人税額を損益計算書の中で控除する表示方法になった。このことにより、法人税は事業年度末に確定する債務であるといった認識に基づき、利益処分とするものではないという認識が一般化されたのである。

また、わが国の会計制度にも税効果会計導入を遅らせた要因がある。わが国の会計制度の特徴として、商法、証券取引法、税法の3つが複合的に連動するトライアングル体制が挙げられる。いうまでもなく、商法は債権者保護を目的として、証券取引法は投資家保護を目的としている。この目的を達成するためには、商法と証券取引法ともに、企業の経営実態を的確に把握し、企業情報を適宜開示することが求められる。このような立場に対して、一方の税法は課税の公正性の維持が主目的となる。3者には当初からこのような相違があるにもかかわらず、これまで相互調整が図られてきたとはいえない。実務的には、むしろ、それらの存在は税効果会計導入の阻害要因になっていたのではないと思われるのである。

しかしながら、実務的には税法による計上基準を意識した会計処理が行われており、税法で決められた諸基準が会計処理に大きな影響を与えているのである。このことを象徴的に表わしているのが、損金経理といわれるものである。これは「会計処理として費用計上しなければ、税法では損金として認めない」という考え方に基づいている。実際に多くの企業で行われている日常的な会計処理はこの損金経理を考慮した中で行われている。すべて税法を優先させているといっても言い過ぎではない。多くの経営者は経営実態を適切に表示するというよりも、税法に沿った会計処理を行うことにより節税効果を図ろうとするインセンティブが働くのは当然である。例えば、貸倒引当金繰入についていえば、税法では引当金繰入額は厳しく限定している。これを企業サイドの事情を優先させ、多額の引当金繰入を認めるとしたならば、引当金繰入損が発生することになる。このことは必然的に課税所得を減額させることになり、税収の減少につながるため税務当局としては安易に認めることはしないであろう。しかし、企業経営の立場からは、回収が危ぶまれる債権の発生を想定し、できるだけ早めに貸倒引当金の積み増し、すなわち繰入れを考える。そして、不幸にして回収不能になった場合、この引当金を取崩し、最終損益に影響を与えない方法で処理することを望むのは当然である。しかしながら、税法上の会計処理では規定額以上の引当金の繰入れを認めていない。バブル経済崩壊後、金融機関や不動産業界・建設業界などに多額の不良債権が発生したのはこのような税法規定の問題も一因としてあったのではないかと考えることもできる。

さらに、実際にはこのような税務上の諸規定を重視した会計処理が行われている中で、税効果会計については税法や商法などにおいても諸規定が未整備であったことも要因として挙げられる。特に、商法における税効果会計の導入に関する法整備の主要な問題としては、「図表2」のような3点がある。

第一の法人税等を費用として扱うことの妥当性の有無については、必然的に費用収益対応の原則に沿った費用の期間配分の対象として扱ってよいかどうかの問題になる。従来から、この法人税等については期間費用ではなく、

図表2 商法上の問題点

問題点	内容
1 法人税等の取り扱い	①期間費用として扱うことの妥当性の有無 ②減価償却費と同じような費用の期間配分の可能性の有無 ③利益処分の一環であるとする考え方の調整
2 貸借対照表での表記	①繰延税金資産の記載の妥当性 ②繰延税金負債の記載の妥当性
3 利益処分への影響	①配当可能利益算出の適合性 ②債権者保護との目的適合性

利益処分の一項目であるとの考え方があった。まさに、企業経営という観点と税法のそれとの見解が対峙する課題でもあった。

第二の問題として、貸借対照表に繰延税金資産あるいは繰延税金負債という勘定科目を記載することの妥当性ということがある。この指摘には税効果会計によって算出された金額は計算手続きを経て人為的に算出したものであり、実際には金額の裏打ちがない擬制資産や擬制負債ではないかという見解である。このような実体のないものを企業資金の調達と運用を示す貸借対照表に記載しても良いのか問題視するのである。

第三には、商法が規定する会計制度は債権者保護を目的として整備されていることに関心を向けるべきとの指摘がある。これには、損益計算の最終目的は可処分利益額を算出することにあるといった問題がある。いうまでもなく、利益処分の主な事項のひとつに配当がある。配当が可能かどうかを判断するためには処分前の未処分利益額の正確な算出が必要である。こういった観点からすれば、人為的な、しかも擬制的な計算が反映される税効果会計は商法の持つ本来の役割や目的と乖離状態にあるのではないかという点である。これらの問題はわが国での税効果会計導入についての法制度的な条件が整えられておらず、反対にその導入に対して障害になっていたと思われるのである。

(3) 税効果会計導入の推進

わが国においては、トライアングル体制の中でも特に税法主導で会計処理が行われてきた。このような会計制度の下で作成された財務諸表は、本当に株主や投資家を始めとするステークホルダーに正確な企業情報を提供する資料になっていたかどうか疑問である。特に、発生主義と期間損益を基礎に測定され表示される損益計算と確定決算基準による法人税等の納税額を混在させて表示する方法が、財務資料としてその利用について適切に機能するかどうか疑問であった。むしろ、各ステークホルダーに対して誤った情報を提供してきたのではないだろうか。どちらかといえば企業における会計実践では企業会計に準拠させるというよりも、税法に適合させるように会計処理が行われてきた。

このような状況下で作成される財務諸表は、特に株主や投資家に対する確かな投資判断に活かす資料になっていたであろうか。このことは比較的資本コストを低く抑えることのできる直接金融によって資金調達を行うことができる企業にとっては重要な問題でもあった。企業にとって、投資家が適切な企業評価を行うために、企業情報の適切な開示は必要不可欠であることはいうまでもない。投資家は企業から発信される財務資料等を精査し合理的な投資活動を行う。投資家にとって、特に企業に対する投資判断の重要な業績指標として利用されるものに当期利益がある。企業にはこの当期利益を正確に計算し表示することが求められるのである。しかしながら、これまでの会計制度では企業会計を基礎に税引前当期利益を算出し、その後、法人税法に基づいて益金・損金について算入・不算入の加減算を行い、法人税等を算定する。そして、税引前当期利益から法人税等を控除して当期利益が表示されていた。この当期利益は当該期間の収益状況を示すだけでなく、投資判断にも影響力を持つ未処分利益を構成する重要な原資として位置付けられていた。

しかし、これまでの税法を基礎とした算出方法では、例えば、前期と当期で税引前当期利益が同額であっても、法人税等の算出の仕方によっては当期利益が異なるケースも見られる。これは税金の算出の仕方が期間損益計算とまったく異なる方法によって計算されるからである。発生主義と費用収益対

応の原則が徹底して遵守された会計処理が行われていれば、税引前当期利益が同額であっても当期利益が異なるということは起こらないはずである。これまでの会計制度の下で行われてきた会計処理方法はこの点でも、自己矛盾を内包していたともいえるのである。

特に、1998年の税制改正は企業会計と税法の乖離をさらに広げるものになった⁹⁾。法改正の主な内容として、

- ①賞与引当金の撤廃
- ②貸倒引当金の法定繰入率
- ③退職給付引当金の限度額
- ④減価償却資産の金額20万円未満から10万円未満への引下げ
- ⑤建物に関する減価償却方法の定額法への統一化

などを挙げることができる。

賞与引当金についていえば損金算入できなくなった。しかし、特に上場企業を中心とした公開企業では、これまで計上していた賞与引当金を撤廃することは監査の観点からは指摘事項となる。また、非公開会社では、金融機関や債権者に対し、損金処理ができないため、今後、賞与引当金は一切計上しないと説明しなければならなくなる。したがって、賞与引当金を計上する場合は、すべて賞与引当金として引き当てた金額を有税処理することになる。これまでの会計では賞与引当金を有税処理することで、賞与引当金繰入損という費用が増加することと、税負担も増加するというさらなる費用負担が発生した。しかしながら、税効果会計では賞与引当金を有税処理したことによって発生する税負担は前払いした税金として資産（繰延税金資産）に計上する。このため、当期利益に与える影響は賞与引当金繰入損という費用だけの発生に止まり、企業会計と税法との利益計算において生じていた乖離幅をいくらかでも緩和させることになる。

このような企業会計と税法の違いによって生じる当期利益への影響は、今後、減損会計も視野に入れなければならない時価主義会計によっても大きくなる。時価会計による税法との問題としては、例えば、帳簿価額との関係で

企業会計上、評価増が発生する場合は、将来売却した時の売却益課税に関連して発生する繰延税金負債がある。反対に、企業会計上、評価減が発生する場合は、税務上の売却損の控除に関連して繰延税金資産を計上することになる。いずれにせよ、企業業績の重要な指標となる当期利益を期間損益という観点で、的確に表示するためには、企業会計と税法の乖離幅をできるだけ調整するために、税効果会計という会計手法が必要となってくる。

また、これまで、わが国企業の海外への進出にともない、わが国企業が作成してきた従来の財務諸表では企業情報として機能していない。不透明である。他企業との国際比較ができないといった議論がなされていた。特に、北海道拓殖銀行や山一証券の経営破綻を契機とし、わが国企業が作成する財務諸表に対する国際的不信感は一ピークに達したといってもよい。企業にとって必要な資金を調達するためにも、従来の会計情報では国内外の投資家を始めたステークホルダーから信頼が得られないという危機感もあり、これを契機にわが国において国際会計基準と整合性を図る機運が高まった。その中で、税効果会計の導入は不可欠であるとの共通理解が得られたように思われる。

その後、さらにバブル経済崩壊後の金融システムの再構築に向けて、特に金融機関において、いわゆる不良債権の早期償却が至上命題として問題となってきた。しかし、従来の会計制度では、不良債権を有税で償却した場合、税引前当期利益に比べ法人税等の金額が高くなる。したがって、その結果、税引後当期利益は減少する。このような理由もあり、不良債権を償却することは収益性を悪化させるため、当初、不良債権の償却がなかなか進まなかったともいえるかも知れない。このような課題を解消するためにも、税効果会計を導入することが必要であったと思われる。税効果会計導入は、これまでの会計処理と異なり、税引後当期利益の減少をある程度抑制することができる。このため、有税による貸倒償却を早めるためにも、個別財務諸表への適用も求められることになったのである。これによって、会計制度の国際化がより促進されることになったのである。

さらに、商法との調整が可能になったことも大きな要因であった。これまで、商法ではいわゆる配当可能利益の計算を重要視してきた。このため、資産性が疑わしいものについてはその計上を認めていなかった。これには資産に計上する分だけ費用として計上する場合もある。こういったケースでは、資産として計上した分だけ、損益から計算から費用計上分を外すことになる。その結果、計上した分だけ費用が減少し、利益（配当可能利益）の増加につながるようになる。税効果会計の導入はこのような会計処理を促進することになるため、当初、商法の立場では、税効果会計の適用による法人税等の調整が当期利益を増加させることになるという理由で容認しなかった。しかし、連結財務諸表の規則改訂後、商法との調整も促進され、税効果会計についての会計基準に準拠して、繰延税金資産および繰延税金負債として、換言すれば、法人税等の前払税金または未払税金として、その資産性あるいは負債性があることが示されれば、これらについても貸借対照表に計上することができるようになったのである¹⁰⁾。

このように、会計制度上においても税効果会計の必要性が認められるようになってきたことにより、わが国においても税効果会計導入がさらに促進されることになった。当時の上場企業を対象とした実態調査でも徐々にではあるが、税効果会計導入の方向に向かっていることが明らかになっている（図表3）。

税効果会計の導入目的には、企業会計上の利益の計算と税法上の課税所得の計算の間に発生する金額の乖離状態をできるだけ解消させることがある。これにより、企業が作成・開示する財務資料に信頼性が付与され、投資家などにとっては適正な業績評価を行うことができる有力な資料になるとの期待がある。

企業会計には適切な期間損益計算を、税法には適切な課税所得の算出により課税の公平化を図ることを目的がある。両者にはこのように目的の違いがある。特に税法では課税所得の計算を行うために、会計上の利益計算とは異なる計算方法を別途規定している。しかしながら、あくまでも税額計算の基

図表3 税効果会計導入状況(当時)

項目	1995年	1996年	1997年
全面的に税効果会計を採用	23社	23社	25社
連結決算固有の項目について適用	59	59	68
連結会社の一部について適用	73	73	74
連結決算固有の項目及び連結会社の一部について適用	21	23	31
税効果会計を適用していい事例	296	295	274
税効果会計適用不明	1	1	1
合計(下記26社を除く)	473	474	473
米国SEC基準適用会社	26	26	26

出所：日本公認会計士協会編(1998)「決算開示トレンド=有価証券報告書500社の実態分析」より(一部修正)

礎となる金額は企業会計上で算出されたものである。課税所得の算出については、企業会計上の当期利益をスタートとし、それに税法上の「別段の定め」による調整、すなわち「益金・損金の各算入・不算入」という調整事項が加えられる。この調整事項が企業会計上算出された収益および費用と税法上算出された課税所得との間に、益金または損金の認識の相違、あるいは計上時期のズレなどの要素が加わる。このような諸要素が、企業会計上で計上される資産あるいは負債の金額と、税法による課税所得の計算を考慮して計上される資産あるいは負債の金額に大幅なズレを生じさせているのである。このような計算プロセスを経て算出される当期利益は、かならずしも企業実態を適切に表わしているとはいえないのである。また、このようにして算出された当期利益を利用した指標で業績比較は間違った判断を行うことになる。したがって、税引前当期利益とそれに適切に対応させた法人税等の算出の仕方を具備した税効果会計導入の必要性は国際化の流れに沿ったものであろう。

3. 税効果会計の会計処理について

(1) 税効果会計の適用範囲

税効果会計は企業会計上の収益・費用と税務会計上の益金・損金とを比較

することによって把握できる差異を調整することを目的としている。すなわち「企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、法人税その他利益に関する金額を課税標準とする税金(以下「法人税」という。)の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続きである。」¹¹⁾ということができ、「法人税には、法人税のほか、都道府県税、市町村税及び利益に関連する金額を課税標準とする事業税が含まれる。」¹²⁾

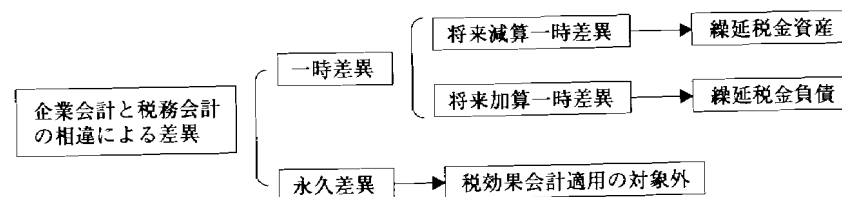
しかし、税効果会計は把握できるすべての差異に対し適用できるというわけではない。税効果会計は法人税等の税金を費用と見なし、将来加算される税金や将来減算できる税金を、資産(これを「繰延税金資産」という)や負債(これを「繰延税金負債」という)として貸借対照表上に計上するものである。

企業会計と税務会計との会計処理の違いによって発生する差異には

- ①会計上と税務上の認識時期のズレによるもの
- ②会計上と税務上の認識基準が異なるもの

がある。税効果会計では、会計上と税務上の認識時期のズレによるものを「一時差異」、会計上と税務上の認識基準の相違によって生ずるものを「永久差異」と称する。そして、税効果会計の適用についていえば、永久差異には適用することができない。税効果会計はあくまでも一時差異だけに適用される(図表4)。

図表4 税効果会計適用の対象領域



一時差異では、単に会計上の「収益・費用」と税法上の「益金・損金」によって生じる認識の時間的ズレだけではなく、会計上、課税対象にならない資産・負債について含み損益を認識した場合等も一時差異として扱う。これについて「税効果会計に係る会計基準（以下「会計基準」と称する）」では、財務諸表上の一時差異として「①収益又は費用の帰属年度が相違する場合、②資産の評価替えにより生じた評価差額が直接資本の部に計上され、かつ、課税所得の計算に含まれていない場合」と規定している¹³⁾。

さらに、一時差異は、将来減算一時差異と将来加算一時差異とに区分される。「会計基準」では、将来減算一時差異を「当該一時差異が解消するときにその期の課税所得を減額する効果を持つもの」と、そして、将来加算一時差異を「当該一時差異が解消するときにその期の課税所得を増額する効果を持つもの」と規定している¹⁴⁾。

将来減算一時差異は、課税所得を計算する上で差異が生じた時に加算され、それが解消される時に減算される差異である。そして、この将来減算一時差異に、回収が期待できる当該期の実効税率を乗ずることによって「繰延税金資産」を計上する。但し、この繰延税金資産は、生じた一時差異が将来の課税所得で法人税等が減額あるいは課税される場合にのみ計上する。

一方、将来加算一時差異とは、課税所得計算上で差異が生じた時に減算され、それが解消される時に加算される差異である。そして、将来減算一時差異の場合と同様、この将来加算一時差異に支払いが見込まれる当該期の実効税率を乗ずることによって「繰延税金負債」を計上するのである。「会計基準」では「期首の繰延税金資産（負債）と期末の繰延税金資産（負債）とで比較した差額（増減額）は、当期に納付すべき法人税等の調整額として計上しなければならない¹⁵⁾」としている。そして、それら法人税等の調整額は損益計算書に表示される。

(2) 一時差異と永久差異

企業会計上の収益および費用と、税務会計上の益金および損金の認識時点

の相違によって、一時的に差額が発生する。このようにして発生した差額の中で、将来解消されるものを一時差異といい税効果会計の適用対象となる。この一時差異には、将来減算一時差異と将来加算一時差異の2種類があることは先述したとおりである。なお、将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金は、一時差異と同様に取り扱われる¹⁶⁾。

永久差異としての典型的な費用項目として「交際費」がある。大会社ではこの交際費は損金不算入になっている。また、反対に「受取配当金」については益金不算入額として扱われることになる。このように、企業会計として費用や収益として計上できる項目であっても、税務会計上は永久に損金または益金に算入しないため、税効果会計の対象にはならないのである。

また、課税所得を計算する際、差異が生じた時に加算され、将来解消する時に減算される将来減算一時差異は、税効果会計の適用において取扱うケースが最も多い。例えば、貸倒引当金や退職給付引当金等の損金算入限度超過額、あるいは減価償却費の損金算入限度超過額、さらには棚卸資産等に関連して発生する棚卸資産評価損等を上げることができる。これらについては、回収が見込まれる期の実効税率を乗じて繰延税金資産を計上する。一方、将来加算一時差異については、課税所得を計算する際、差異が生じた時に減算され、将来解消する時に加算される。これには、例えば、いわゆる利益処分方式によって積み立てられた租税特別措置法における諸準備金等がある。これについては支払いが見込まれる期の実効税率を乗じて繰延税金負債を計上する。一時差異と永久差異（典型的なものとして交際費損金不算入がある）

図表5 一時差異と永久差異に係る主な勘定科目

区 分	勘定科目名
将来減算一時差異	未払事業税、退職給付引当金超過額、役員退職慰労引当金超過額、賞与引当金繰入超過額、貸倒引当金繰入超過額、有価証券評価損、減価償却限度額超過額、少額固定資産償却超過額
将来加算一時差異	土地圧縮積立金、特別償却準備金
永久差異	交際費損金不算入額、受取配当金益金不算入額、役員賞与損金不算入額

に係る主な勘定科目を区分し、整理すると「図表5」のようになる。

ちなみに、このような繰延税金資産や繰延税金負債を計上する時の計算の基礎として利用する実効税率は

*実効税率 = $|\text{法人税率} \times (1 + \text{住民税率}) + \text{事業税率}| \div (1 + \text{事業税率})$
の算式によって算定する。

(3) 会計処理の計算事例

例えば、棚卸資産について2,000の評価損を計上したとする。しかし、この棚卸資産評価損は税務上では損金として算入することは認められない。このため、当期の課税所得を計算する時は自己否認し(申告加算)する。そして、翌期廃棄したことにより損金算入が認められたとする。

こういった事例において、税効果会計を適用しない場合と適用した場合との損益計算書にはどのような違いが出てくるのか示しておく。

*課税所得の計算

項目	当期	翌期
税引前当期利益	10,000	10,000
棚卸資産評価損(否認)	2,000	
棚卸資産評価損(容認)		2,000
課税所得	12,000	8,000
実効税率	40%	40%
税額	4,800	3,200

I. 税効果会計を適用しない場合の損益計算書

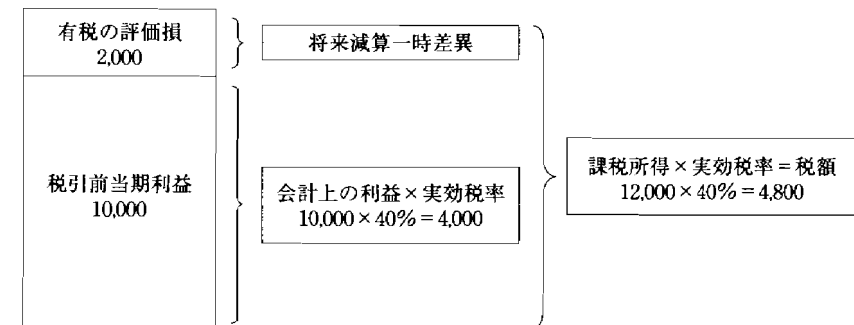
項目	当期	翌期
税引前当期利益	10,000	10,000
法人税等	4,800	3,200
当期利益	5,200	6,800

II. 税効果会計を適用した場合の損益計算書

項目	当期	翌期
税引前当期利益	10,000	10,000
法人税等	4,800	3,200
法人税等調整額	▲800	800
当期利益	6,000	6,000

このような場合、「法人税等調整額の計算と仕訳」は次のようになる(図表6)。

図表6 会計処理の計算事例



*当期 棚卸資産評価損否認 2,000 × 40% = 800 (実効税率を40%とする)

(借方) 繰延税金資産 800 (貸方) 法人税等調整額 800

将来減算一時差異 2,000 × 実効税率 40% = 800

*翌期 棚卸資産評価損認容 ▲2,000 × 実効税率 40% = ▲800

(借方) 法人税等調整額 800 (貸方) 繰延税金資産 800

前年度(事例では当期)の一時差異が解消するため、繰延税金資産に計上した800を取り崩すのである。

税効果会計の会計処理の目的は、損益計算書の「法人税等調整額」と、貸借対照表の「繰延税金資産(負債)」の2つの項目を算定することである。

その手順は、①一時差異の把握、②法人税等調整額の算定、③繰延税金資産

(負債)の算定, ④財務諸表への表示, ということになる。しかし, 税効果会計を適用する場合, 法人税等調整額は税効果相当額を調整するための勘定科目であって, 税務会計上益金に算入するものではない。このため, 申告調整において減算することになる。したがって, 課税所得の金額自体には, 税効果会計の適用をしない場合と税効果会計を適用する場合との間に差異は生じないことになる。

4. 企業評価に与える影響

(1) 税効果会計導入による損益への影響

税効果会計を適用することにより, 支払う税額が変わることはない。税効果会計では, この支払った税金のうち, 該当期に関する税金分だけを会計上の損益計算に反映させる。これにより, 期間損益計算という点では会計上の利益計算に沿った計算手続きを経るため, 財務諸表については, 企業業績をより実態に近づけたものを表示することになる。しかし, このことは, 特に業績に悪化の兆候が見られる場合など, 費用を繰り延べることになるといった点もあり, 経営サイドにとっては何かと有利な面もある。

また, 特に貸倒引当金の繰入や不良債権の処理等を巡る繰延税金資産の計上については, 債権の回収可能性を十分に考慮する必要がある。そうでなければ, その運用の信頼性に疑問が持たれる恐れがある。実際, この税効果会計の適用については, 特に銀行などの金融機関における不良債権処理の促進と自己資本比率の維持といった問題に大きな影響を与えた。特に繰延税金資産の計上額について, 銀行当局と監査法人の間で見解が分かれたことは記憶に新しい¹⁷⁾。

税効果会計導入により, これまでの税法基準による会計処理から期間損益計算をベースにした会計処理へ移行したことは画期的であった。すなわち, 当期に発生した収益と費用を合理的に対応させ, 税引前当期利益と税引後当期利益に介在する法人税等の税額をこれに合わせ, 当期利益を適正に算出する手続きが導入されたのである。但し, この税効果会計だけが, これまでの

財務諸表の適正化に寄与したのではなく, 退職給付引当金会計や連結財務諸表作成などといった他の改訂要素も相俟って新しい会計基準が運用され適正化が図られてきたのである。

(2) 金融機関における税効果会計の問題

税効果会計については, 特に金融機関の不良債権処理問題に関連して取り上げられてきた。税効果会計が問題視される点について, 事例をまじえ検討してみたい。

日本銀行の統計資料(「全国銀行の平成13年度決算について」¹⁸⁾)によると, 繰延税金資産は「有価証券含み損を拡大させた先が多かったことや不良債権の有税引当増加等により, 13/3月末から増加(都長信13/3月末5.3兆円→14/3月末8.0兆円, 地銀・地銀Ⅱ13/3月末1.8兆円→14/3月末2.6兆円)し, また「税効果会計では, 有税引当の対象とした債権が近い将来に無税適状となるなど税負担が軽減される見通しにある額(税効果相当額)を「繰延税金資産」として計上し, その結果として資本勘定(剰余金)がその分増加する扱いとなっている。こうした税効果は, 税還付という形ではなく, 課税所得に対する税負担が軽減される形で将来顕現化することとなるため, 仮に課税所得が想定したものより低水準で推移する場合には, 見込んでいた税効果が実現しないことがあり得る。」とコメントしている¹⁹⁾。この点について, 報告書では「日本公認会計士協会の実務指針「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(1999年11月)では, 過去の業績等に応じた繰延税金資産の計上範囲に関するルールが示されており, 現状, 概ね5年分の課税所得見合いの水準を限度とする区分が適用されている金融機関が多い。」としている²⁰⁾。さらに, 報告書(25頁)では, 「(4) 自己資本の内訳」として, 「資本金・剰余金等資本勘定が減少した一方, 繰延税金資産相当額は増加したとし, Tier I(単体ベース)に占める割合は, 国内統一基準行で41.5%(資本勘定対比で44.6%)に達した。」と述べている。

図表7の「主要大手行の自己資本比率と税効果資本の割合」は日本経済

図表7 主要大手グループ行の自己資本比率と税効果資本の割合

グループ行	自己資本比率		繰延税金資産の割合	
	2003年3月	2002年3月	2003年3月	2002年3月
みずほ	9.50%	10.56%	56%	50%
三井住友	10.10%	10.45%	59%	50%
三菱東京	10.74%	10.30%	42%	31%
UFJ	9.96%	11.04%	59%	49%
りそな	3.78%	8.73%	99%	67%
三井トラスト	7.50%	10.59%	100%	71%
住友信託	10.48%	10.86%	40%	31%

(注) 税効果資本の割合は資本金など中核自己資本に対する比率である。

出所：日本経済新聞 2003年5月27日朝刊(一部加筆修正)

新聞社による資料である。いずれの資料を見ても、金融機関に限っていえば、自己資本比率の中に占める繰延税金資産の割合は高く、税効果会計の恩恵を受けているといわざると得ないのである。

金融庁は、銀行が自己資本とみなせる繰延税金資産の上限を「今後5年間に見込まれる課税所得の累計額に約40%の実効税率をかけた額」としている。また、日本公認会計士協会の実務指針の影響もあり、ほとんどの金融機関では5年分を計上している。これも、繰延税金資産の自己資本比率を増加させている要因になっている。ちなみに、繰延税金資産の計上の上限を1年分に短縮したとすると、大半の大手行の自己資本比率は国際基準(8%)を下回ると思われる。

しかし、この本質的な問題は計上期間の長さではなく、企業評価という観点から、何故人(担当者)によって計上する期間が異なるのかということである。りそなグループや足利銀行でも見られたように、繰延税金資産に対する認識に恣意性が介在することである。事実、両行について繰延税金資産の計上額の的確性については、複数案存在したことが明らかになっている。計上対象期間が短ければ、当然、自己資本に組み込まれる繰延税金資産の割合が少なくなり、自己資本比率を押し下げる要因になる。反対に過剰な繰延税

金資本の組み入れは、自己資本比率を高めることができるが、将来獲得する利益は確実なものなのか、あるいは債権回収は確実になされるのかといった経営課題が残る。しかしながら、税効果会計の問題点は、その会計処理が扱う人の立場によって、あるいは人的恣意性によって、繰延税金資産の計上額・繰延税金資本の組み入れ額が異なり、結果として、最終損益などの当該企業の経営数値に大きな影響を与えることが問題なのである。

(3) 税効果会計の問題点

税効果会計とは、先述したように、企業の会計上の利益と税法上の諸規定で算出される課税所得との間に乖離が生じた場合、その差額を調整する会計手法である。銀行では1999年3月期から本格的導入が認められている。例えば、不良債権の処理を行うために、準備のために前倒して貸倒引当金を積み立てた場合、貸倒引当金繰入額は、会計上は「費用」となるが、税法上は「損金」とならない。すなわち、課税所得から控除されないのである。言い換えれば、貸倒引当金として積み立てた繰入損は、積み立てた時点では有税となる。しかし、将来、債権回収ができなくなり、損失が確定した時は「貸倒損失」として処理され、この分について支払った税金が還付されるのである。

このような税効果会計の持つ特徴を活用し、将来還付される税金をあらかじめ「繰延税金資産」として貸借対照表に計上することで、「税効果資本」を同時に計上し、その分自己資本の増強を図ることができる。しかしながら、こういった方法で計上された「税効果資本」は実態を伴わない、いわば「擬制資本(未実現の資本)」というものである。税効果会計による会計処理は、これまでの税法中心の考え方、確定決算主義ではなく、発生主義に基づく期間損益計算を基礎に置いた会計処理方法である。しかしながら、そこには、特に銀行業界において、これまでの繰延税金資産の自己資本への算入については引き下げを含めた検討がなされているようである。しかし、この議論については、もしも、自己資本への算入上限の引下げが行われた場合は、銀行

の自己資本比率が国際基準を下回ることになり自己資本不足に陥る可能性もある。このような事態に陥ったならば、日本発の金融システム不安が再燃することへの危惧もあり、未だコンセンサスが得られていないように思えるのである。これについては、今後とも、繰延税金資産への算入根拠と計算手続きについて、恣意性に左右されない計上基準の設定について再検討し、繰延税金資産の計上額に対する信頼性を高める必要があると思われるのである。

このように税効果会計の持っている問題点が、銀行の不良債権処理のさらなる促進という課題と相俟って、銀行の自己資本と税効果会計の見直しが検討課題として上げられている。銀行経営の健全性を示す重要な指標のひとつである自己資本に関する問題が再び議論の対象になっているといってもよい。金融庁の「繰延税金資産の情報開示の拡充について」と題したコメントは、このことに関連したものになっている。それによると「2003年7月28日に発表された金融審議会金融分科会第二部会・自己資本比率規制に関するワーキンググループの『経過報告』において、『繰延税金資産の算入根拠と計算手続きに関して、繰延税金資産の計上額に対する信頼性を高めるための情報開示の拡充等について、(中略)有効な方策を実施することを求めたい』とされたことから、本日、主要行に対し、平成15年9月期の中間決算短信の公表時から下記の項目について、繰延税金資産の情報開示の拡充を行うよう要請した。なお、今般の措置は、繰延税金資産の信頼性を高めることを目的としており、開示する計数等をもとに計算手続き等に即したわかりやすい説明を行うことをあわせて要請しているのである²¹⁾とし、繰延税金資産の情報開示の拡充のために、次のような項目について明らかにすることを提案している(図表8)。

これによれば、繰延税金資産の算入根拠を明らかにし、その見積りに当たってはどのようなデータを使用したのかといった繰延税金資産に関する諸問題について、投資家等へ対する情報公開を積極的に行うことを勧めている。これによって、繰延税金資産の計上に伴う将来の見積収益の不確実性を払拭し、同時に、繰延税金資産の見積りそのものの信頼性を確保しようとしてい

図表8 繰延税金資産の情報開示についての項目

1	繰延税金資産の算入根拠(過去の業績等の状況を主たる判断基準とした場合には実務指針(注)の例示区分(4号但書の場合には非経常的な特別な原因を含む))及び将来の課税所得の見積り期間(X年間)。
2	過去5年間の課税所得(繰越欠損金使用前の各年度の実績値)。
3	見積りの前提とした実質業務純益の見込み額(X年間の合計値)。
4	見積りの前提とした税引前当期純利益の見込み額(X年間の合計値)。
5	調整前課税所得の見積り額(X年間の合計値)。
6	繰延税金資産・負債の主な発生原因について、共通に開示すべき項目。 (1)繰延税金資産：貸倒引当金、有価証券有税償却、その他有価証券評価差額金、退職給付引当金、繰越欠損金、その他。 (2)繰延税金負債：退職給付信託設定益、その他有価証券評価差額金、リース取引に係る未実現利益、その他。

(注)「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(平成11年11月9日、日本公認会計士協会)

出所：金融庁「繰延税金資産の情報開示の拡充について」(2003年10月31日)

るのである。

しかしながら、銀行の場合、貸出金の貸倒償却について企業会計と税務会計とではその処理の仕方が大きく異なっている。企業会計では貸出債権の中で「要注意先」については5%程度、「破綻懸念先」に対しては無担保債権額の70%程度を、事前に貸倒引当金として繰り入れておかなければならない。一方、税務会計では貸倒引当金繰入を損金にできる条件は厳しく、実際には貸出先が破綻し、回収不能にならなければ損金処理ができないのである。

また、税効果会計には次のような問題もある。それは、将来税法上の所得つまり課税所得が得られなければ税金を払う必要がないため、将来の税金を安くすることを企業会計上に反映させても意味がない。税法では欠損が発生した場合は、この欠損分を翌年から5年間繰り越すことができる。このため、翌年以降の所得は欠損と合算することができるので課税所得の減額が可能になる。税効果会計では繰越欠損金によって将来の税金の軽減分を利益とすることを容認しているが、その欠損金の繰越可能期間を5年間としている。この繰越欠損金の5年という有効期間は他の項目にも適用され、企業

会計の費用と税務会計の損金との差額に関する税効果は5年以内の所得についてしか認めていないのである。税効果会計で問題になるのは、この向こう5年以内の所得をどのように見積もるかということである。いうまでもなく、この将来の所得の見積もりは非常に不確実性が高い。このため、りそなグループや足利銀行において見られたように、担当した監査法人と銀行との所得見積もりに対し、意見が分かれたのである。

先述したように、銀行各社の自己資本の内実は税効果会計によるものが多い。しかし、このことは、一般の企業も同様である。過年度に計上した繰延税金資産を、業績悪化による将来所得の見積もりの変更によって取り崩すことで、損失が拡大することもある。例えば、経営破綻し現在再建中のマイカルの平成13年2月期（破綻直前）の貸借対照表には、単体で400億円を、連結で1,000億円を超える繰延税金資産が計上されていた。このことでも明らかのように、税効果会計導入によって計上される繰延税金資産は資産といってもその価値は極めて不安定で流動的である。したがって、税効果会計の持っている問題を十分理解しておく必要がある。

この問題については、2002年10月30日に竹中金融担当大臣宛に提出された「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」（金融庁）でも、税制の検討とともに、繰延税金資産については次のような指摘がある。参考までに主な項目を抜粋して示しておく。

①繰延税金資産に関する算入の適正化

繰延税金資産については、その資本性が脆弱であるため、自己資本比率規制における取扱いについては、会計指針の趣旨に則ってその資産性を厳正に評価するとともに、算入上限についても速やかに検討する。

②繰延税金資産の合理性の確認

主要行の経営を取り巻く不確実性が大きいことを認識し、翌年度を超える将来時点の課税所得を見積もることが非常に難しいことを理解した上で、外部監査人に厳正な監査を求めるとともに、主要行の繰延税金資産が厳正に計上されているかを厳しく検査する。

③自己資本比率に関する外部監査の導入

自己資本比率規制上の自己資本比率の算定を外部監査の対象とすることについて、法令上の手当を含めて検討する。

④ガバナンスの強化

金融機関経営におけるガバナンスを強化するため、以下の施策を講ずる。

(ア) 外部監査人の機能

資産査定や引当・償却の正確性、さらに継続企業の前提に関する評価については、外部監査人が重大な責任をもって、厳正に監査を行う。

(4) 税効果会計導入による各種経営指標への影響

税効果会計導入は各種経営指標にも影響を与える。まず大きな特徴として、税効果会計を適用すると自己資本利益率（株主資本利益率：ROE）が好転する。自己資本利益率は、税引後当期利益を自己資本（株主資本）で除すことによって求められるが、不良債権を有税で貸倒処理した場合、税効果会計を適用しなければ、法人税等の額は貸倒損失を否認した分だけ増加し、したがって、税引後当期利益は減少する。しかし、税効果会計を適用すると、有税処理した分は法人税等調整額として調整され税金の前払い分として繰延税金資産として計上される。これによって、税引後当期利益の減少を止めることができ、自己資本利益率は改善する。

その他の影響する経営指標として、株価収益率（PER）や株価純資産倍率（PBR）がある。

$$\text{① 株価収益率} = \text{株価} \div \text{1株当たり税引後利益}$$

$$\text{② 株価純資産倍率} = \text{株価} \div \text{1株当たり純資産}$$

株価収益率は株価と収益力とを比較することにより、株式投資価値を測定する。株価収益率が低ければ、収益力に対し株価が低いことを意味する。反対にこの数値が高いということは、収益力に対して株価が相対的に高い状態にあることを示すことになる。

株価純資産倍率は株価と純資産価値（簿価）とを比較することにより、株式投資価値を測定する。PBRが高ければ、純資産に比べて株価が相対的に高いことを表わし、低ければ株価が相対的に低いことを示すのである。これらの経営指標は、この数値が低ければ低いほど、利益額（収益力）や純資産額に比べて株価が割安であり、投資価値が高いことを示している。

このように税効果会計を適用することによって、会計処理に関係する数値に関わる経営指標は変化する。したがって、税効果会計の影響を受けた数値で経営状態を判断すると、場合によってはミスリードについながることもあるので、慎重な見極めが必要である。

ここで、レバレッジ効果についても触れておく。繰延税金資産については、自己資本に対する割合が高ければ高いほど、問題視されるのが一般的である。繰延税金資産が多いということは、将来的には資産計上したものについて回収努力が必要になることが上げられるからである。しかしながら、自己資本そのものが高くなるという点だけを見れば、数値的には財務的安定度が高まるとことを意味するのである。但し、自己資本が少ないことは一概に悪いという判断は早計である。自己資本だけで事業を行うのではなく、少ない資本を元に、金融機関からの借入れによってより大きな事業を行ない、収益率が高まる効果のことをレバレッジ効果²²⁾という。

例えば、A社とB社があったとする。自己資本は両社ともに200で、総資本利益率も両社とも10%であったとする。但し、A社はすべて自己資本で事業を行っており、B社は金融機関から300の融資を受け、事業を行っていたとする。こういった場合、総資本利益率は両社とも10%で変わらないが、B社は300の融資を受けたので総資本は500になり、利益額は50になる。したがって、自己資本200からみた利益率すなわち自己資本利益率（ROE）については、A社は10%、B社は25%になる。これは、B社が300の借入れによって2.5倍効率を高めた事業を行ったことを示している（図表9）。

図表9 レバレッジ効果について

項目	A社	B社
自己資本	200	200
借入金	0	300
総資本	200	500
利益	20	50
総資本利益率	10%	10%
自己資本利益率(ROE)	10%	25%

5. おわりに

わが国における税効果会計導入の背景には、会計諸制度を国際会計基準に準拠させることのほかに、バブル経済崩壊後、多くの企業で多額の不良債権が発生したこともその要因のひとつとしてあげることができる。特に金融機関などでは保有していた債権の多くが回収不能となり、この処理をどのように行ってゆくののかという深刻な課題があった。しかし、これまで見てきたように、税効果会計導入による会計処理は、例えば、不良債権を償却処理することにより発生する損失額の当期利益への影響をかなり回避することができる。また、繰越欠損金が生じた場合も、企業業績の最終損益である当期利益に対し、その悪化をかなり緩和させることも出来る。かつて日本債権信用銀行の資産査定を巡り、当時の金融庁と日本債権信用銀行の間に、特に税効果会計による同行の税効果資産計上について見解の相違がみられた²³⁾。

税効果会計は企業の作成する財務資料が、税務会計によって会計上の期間損益計算に生じる歪みをできるだけ回避することを目的とした会計処理方法である。いうまでもなく、そこには経営サイドの事情、例えば、当期利益や株主資本の金額に問題があるからといって、これらを意図的に調整するといったことに利用すべきでない。税効果会計の適用には当該企業の恣意性が働く。このため、税効果会計の導入については、当初から批判的な議論があった。しかし、先述したように、これまでの会計処理の仕方では、企業会

計による税引前利益と税務会計による課税所得とは乖離が生ずる。このため、この乖離をできるだけ少なくし、企業会計による損益計算が本来の企業実態を表わす資料として機能することが期待されている。

しかしながら、税効果会計の会計処理、すなわち資産負債法による税効果額の算出は基本的には将来の課税所得を予測し、税効果額を見積るため、個別企業ごと、場合によっては当該企業を監査する監査法人によっても多様な異なった金額が示されることがある。このようにして算出される税効果額は、貸借対照表項目（繰延税金資産と繰延税金負債）にも異なった金額が計上されるという問題を生じさせている。特に繰延税金資産の計上については回収不能額の算定において個々の判断にバラツキが見られる、特に、金融機関において、巨額の不良債権の有税償却や税法上の引当金の繰入限度額の引き下げ等により、将来減算の一時差異や繰越欠損金等が増大し、これらに連動する多額の繰延税金資産の計上が問題となっており、特に、繰延税金資産の計上については、統一的な基準設定が求められるのである。

注

- 1) 1998年10月30日、企業会計審議会より「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書（以下「意見書」と称する）」が公表された。
- 2) 1967年、米国でAPB (Accounting Principles Board) 意見書第11号「法人税等の会計 (Accounting for Income Taxes)」が公表され、この意見書に基づき、税効果会計が導入された。その後、FASB (Financial Accounting Standards Board) が、財務会計概念書 (Statements of Financial Accounting Concepts) を整備し、APB「意見書」第11号の見直しを行い、1987年、FASB基準書第96号「法人税等の会計 (Accounting for Income Taxes)」を公表。さらに、1992年に基準書第109号「法人税等の会計 (Accounting for Income Taxes)」が公表された経緯がある。
- 3) 斎藤は特に企業会計と税制との関係について「利益情報の開示と課税所得の計算も……原理的には無関係といってよい。しかし税法上は、両者を結びつけることで行政コストを削減できる余地もある。情報開示と課税所得の計算では、通常は逆のインセンティブが働くからである」とし、確定決算基準は「税制のコストを削減する工夫だが、その反面で税法が利益情報の開示に大きな影

- 響を与える結果にもなる」と指摘している。(斎藤静樹 (2003)「企業会計とディスクロージャー (第2版)」東京大学出版会, p.12)
- 4) 企業会計審議会「意見書」の中の「税効果会計に係る会計基準の設定について」の「一経緯」を参照。
 - 5) 1975年6月、企業会計審議会「連結財務諸表の制度化に関する意見書」の中の「三. 2」を参照。
 - 6) 1997年6月、企業会計審議会「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を参照。
 - 7) 法人税等の算出は期間損益計算とはまったく異なった次元で行われることも原因として上げられる。
 - 8) 根拠としては「①株主総会で承認された処分対象となる配当額が確定して初めて法人税額が確定する。②法人税は収益を獲得するための費用ではない。③法人税は獲得した利益を課税対象とする。このため、利益が確定する前に費用として控除すべきでない。」といったことなどが上げられる。
 - 9) 中でも法人税法の引当金が暫時廃止されたことは、企業会計と税法の乖離を大きくするものになった。
 - 10) 1998年10月21日、法務省令第53号「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則の一部を改正する省令」、いわゆる「計算書類規則」に次のような改正があった（一部抜粋）。その内容は「(繰延税金資産)
 - 第13条の2 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産の部に記載しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後1年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。
 - (長期税金資産)
 - 第19条の2 第13条の2の規定により流動資産の部に記載された繰延税金資産以外の繰延税金資産は、投資等の部に記載しなければならない。
 - (繰延税金負債)
 - 第29条の2 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債は、流動負債の部に記載しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後1年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。」
 - といった内容である。

- 11) 1998年10月30日、企業会計審議会より「税効果会計に係る会計基準」(以下「会計基準」と称する)が公表された。「会計基準」の「第一 税効果会計の目的」の項を参照。
- 12) 1998年10月30日、企業会計審議会より「意見書」および「会計基準」と同時に「税効果会計に係る会計基準注解」(以下「会計基準注解」と称する)も公表され、「会計基準注解」の「(注1)」で「法人税等の範囲」を規定している。
- 13) 企業会計審議会「会計基準」の「第二 税効果会計に係る会計基準」の「一 一時差異等の認識」の「1と2」の項を参照。
- 14) 企業会計審議会「会計基準」の「第二 税効果会計に係る会計基準」の「一 一時差異等の認識」の「3」の項を参照。
- 15) 企業会計審議会「会計基準」の「第二 税効果会計に係る会計基準」の「二 繰延税金資産及び繰延税金負債等の計上方法」を参照。
- 16) 企業会計審議会「会計基準」の「第二 税効果会計に係る会計基準」の「一 一時差異等の認識」の「4」の項を参照。
- 17) 2003年のりそなグループや足利銀行への経営破たんに伴う公的資金注入の判断基準として繰延税金資産の計上による自己資本比率の割合が問題となった。
- 18) 2002年8月14日に日本銀行考査局より公表された資料である。
- 19) 日本銀行考査局(2002)「全国銀行の平成13年度決算について」p.21
- 20) 日本銀行考査局(2002)「前掲資料」p.21の「脚注14」を参照。
- 21) 2003年10月31日、金融庁は「繰延税金資産の情報開示の拡充について」と題したコメントを公表している。
- 22) レバレッジ効果には注視しなければならないこととして、例えば、自己資本が少なくても収益性が高くなる場合がある。しかし、借入金が多いことは財務リスクが高くなる。特に損失が発生した時は、逆レバレッジが働くため注意が必要であり、自己資本の中に繰延税金資産が多く構成されている場合などは、より精緻な分析が求められることになる。
- 23) 日本債券信用銀行(現あおぞら銀行)が経営破綻した際、金融庁による資産査定において税効果会計による繰延税金資産の計上額に関し意見が異なり、結局、同行は債務超過に陥った。このことは、その後の日本長期信用銀行、りそなグループあるいは足利銀行についても同様である。